

# アジア太平洋地域における経済統合の推進を求める【概要】

～2020年のアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)実現に向けて～

2011年12月13日  
(社)日本経済団体連合会

## 1. はじめに

- (1) 世界経済の先行きが不透明感を深める中、アジアは引き続き世界経済の牽引役を果たしている。アジアの持続的成長のためには、域内の経済連携をさらに推進し、人、モノ、サービスが自由に往来するシームレスなビジネス環境を構築する必要がある。
- (2) わが国は震災からの復旧・復興に止まらず、新技術の開発をはじめとするイノベーションの推進によって、新たな国づくり「新生日本」を目指す必要がある。そのために、官民が一体となって一層国を開き地域経済統合に主導的な役割を担う。

## 2. 基本的考え方

- (1) わが国が環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉への参加に向けて関係国と協議に入る旨表明したこと、東アジア・サミットで ASEAN+6 による域内包括的経済連携協定の推進が合意されたことを高く評価。
- (2) 今後、わが国として、まず TPP を推進し、併せて TPP 不参加の国をも包含する ASEAN+6 経済連携協定の締結を追求することによって、2020 年を目処にアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)を完成させるべく、地域経済統合をリードしていくよう強く求める。
- (3) わが国経済界としても、アジア太平洋の各国・地域の経済団体等と連携し、生産活動やビジネスを展開する上で直面する貿易投資上の具体的な障害事例を集約し、これらの協定交渉に反映させるなど、EPA の広域化および地域経済統合の推進に向け、主体的に取り組む。

## 3. TPP 交渉への参加

- (1) 21 の交渉対象分野全てにわが国の主張を反映させ、高度な自由化・質の高いルールづくりに貢献。
- (2) 実質的に全ての分野において、関税の撤廃(含段階的撤廃)を実現することで、わが国の輸出競争力を確保、国内の産業空洞化を防止。
- (3) わが国農業の競争力強化に向け、構造改革を推進。経済界として、農林水産業の経営や生産の高度化に貢献。

## 4. ASEAN+6 経済連携協定の実現

- (1) ASEAN+6 実現に向け、①物品貿易、②税関手続・貿易円滑化、③経済協力、④産業政策、⑤ハードインフラとコネクティビティの強化、⑥投資・サービス貿易、⑦熟練労働者の移動の各分野について、各国経済界の意見を十分反映しつつ、議論を深化。
- (2) TPP 交渉参加後のわが国の課題である日豪、日韓 EPA の実現をも図る。

## 5. 日中韓 FTA 交渉の立ち上げ

- (1) ASEAN+6 経済連携協定を締結するためには、同地域の GDP の 7 割以上を占める日中韓の間での FTA 締結が大前提。
- (2) 日本の対中国輸出の約 7 割に関税が賦課され、また、サービス・投資分野の参入制限も多く、日中韓 FTA の実現が急務。
- (3) 日中韓 FTA 産官学共同研究報告書をベースに、2012 年の早い時期の交渉立ち上げを求める。

2020 年を目処に FTAAP 構築

## 6. おわりに

- (1) TPP の推進と併せて ASEAN+6 に取り組むことは、わが国企業の国際競争力の行方に影響をもつ EU 経済連携協定の早期の交渉入りにも資する。
- (2) 総理が司令塔となって、省庁横断的に政府挙げて取り組むよう求める。経済界は、各界各層との合意形成に努める。

## 【別添】 FTAAP に至る経済統合の中で実現すべき事項

### 1. 物品貿易の自由化

わが国の主要産業である鉄鋼製品、自動車、自動車部品、電気・電子機器、家電、石油化学製品、化学繊維、ガラス製品、医療機器、繊維、紙類、食品、医薬品等の関税引き下げ・撤廃。

### 7. 資源エネルギー

天然資源(コークス、レアメタル、レアアース等)やエネルギー資源の輸出規制、輸出関税の撤廃

### 2. 非関税障壁の撤廃・貿易円滑化

- (1) 製品検査・検疫の手続の簡素化、電子機器の部品に係る基準の国際的調和等
- (2) 税関手続の迅速化、課税評価基準の明確化、着実な税還付等

### 8. 環境問題への対応

- (1) ハイブリッド車、省エネ家電等、環境物品の関税引き下げ。
- (2) CO2 削減に関する二国間オフセット・メカニズムの導入。

### 3. 原産地規則

認定輸出者による自己証明制度導入等。

### 9. 人の移動

高度専門知識を有する人材の受入推進、人材が不足している分野(看護・介護、製造現場における技能者等)の受入促進。

### 4. 貿易救済措置の規律強化

- (1) Lesser duty rule の導入、ゼロイングの禁止等のアンチダンピングの規律強化。アンチダンピングの相互不賦課。
- (2) 域内セーフガード発動要件の厳格化。

### 10. 政府調達

- (1) WTO 政府調達協定レベルの透明性、最恵国待遇、内国民待遇の確保。
- (2) 価格本位ではなく、品質が評価される入札制度の整備。

### 5. 投資・サービスの自由化

- (1) 金融、建設、不動産、流通、広告、通信等の主要サービス分野や自動車、鉄鋼、造船、食品等の主要製造業の分野における外資制限、参入制限、過度な免許要件等の撤廃・緩和。
- (2) 技術移転要求、国産化比率の義務付け、現地人雇用義務、納税水準の約束等のパフォーマンス要求を撤廃

### 11. 国際租税ルールを整備

二重課税が生じないように、租税条約改訂等を通じ、事前確認制度の円滑な活用の促進、相互協議による案件処理の強化、相互協議不成立の場合の仲裁の仕組みの導入等を図る。

### 6. 知的財産権

- (1) 模造品、商標権侵害に対する取締強化。
- (2) ライセンスのロイヤリティ額の上限、契約期間の制限を撤廃

### 12. ビジネス環境整備

規則の運用に関するガイドラインの策定、申請手続の簡素化等、国内規制ならびにその運用の改善を図る。